

関島社会保険労務士事務所便り

2018年
7月号

関島社会保険労務士事務所
 (墨田葛飾地区中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
 電話：03-3609-7668
 HP：http://www.srseki.info



個別労働紛争 「いじめ・嫌がらせ」がトップ

◆個別労働紛争解決制度とは

厚生労働省は、6月27日、「平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、次の三つの方法があります。

- ① 「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内などに、「労働相談コーナー」を設置し、相談員が対応。
- ② 「助言・指導」：都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、自主的な解決を促進する制度。
- ③ 「あっせん」：都道府県労働局に設置されているあっせん委員（弁護士や大

学教授などの専門家）が、当事者の間に入って話し合いを促進し、紛争解決を図る制度。

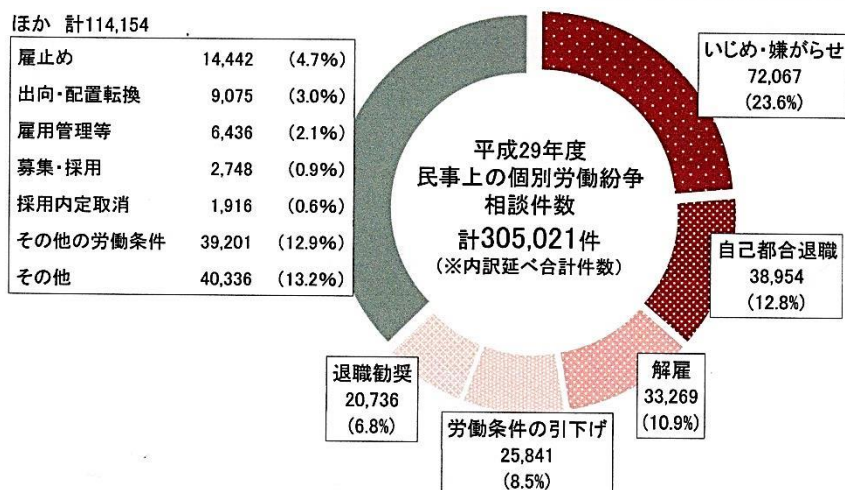
なお、明らかな労働基準法等の違反については、労働者の申告として扱われ、労働基準監督官等が対応します。

◆「いじめ・嫌がらせ」が6年連続トップ

総合労働相談、あっせん申請件数はいずれも前年度と比べわずかに減少していますが、10年連続100万件を超え、高止まりとなっています。

また、個別労働紛争の、相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数のすべてで「いじめ・いやがらせ」が6年連続トップになっており、注意が必要です。

民事上の個別労働紛争 相談内容別件数



国民年金 納付率 6年連続で上昇

国民年金の納付率は2017年度で66.3%と、6年連続で上昇していることを6月29日、厚生労働省が発表しました。

また、納付期限を過ぎてから2年以内に後払いされた分を含めた2015年度の最終納付率は73.1%。統計がある2002年度以降最高でした。

納付率は自営業や無職の人ら、国民年金の加入者が保険料を納めるべき月数にたいし、実際に払われた月数の割合。低所得者や学生が支払いを免除・猶予された分は除いてあります。

◆50歳以上で急上昇

年齢階層別にみると、下表のとおり、若い人ほど低く、将来不安が増す高年齢になるほど高く、50歳以降急上昇となってい

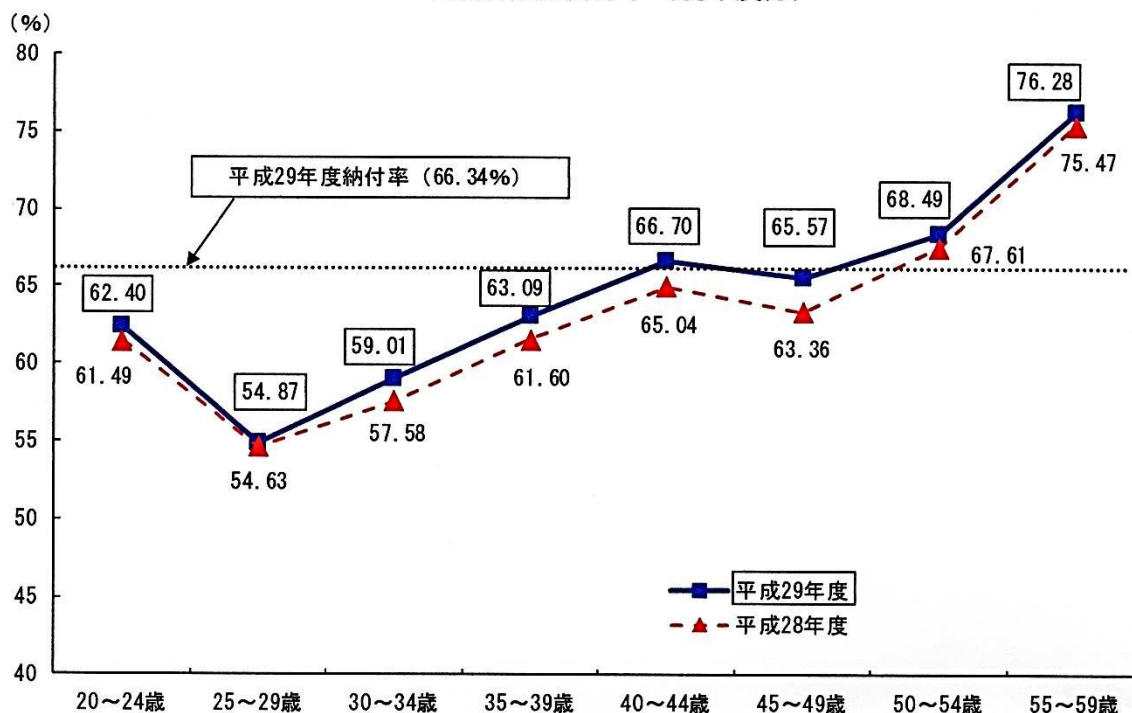
ます。20歳前半のところが高いのは、国民年金保険料を親が支払っていることによると思われます。

◆厚生年金の適用拡大や強制徴収の影響

納付率が増えた最大の理由は、健保・厚生年金未加入であった企業に対し、国税庁から日本年金機構が企業情報を入手し、加入促進の指導が行われたことによります。また、短時間労働者への適用拡大や、強制徴収も影響があったと思われます。

日本年金機構は、2017年度には、保険料強制徴収の対象者をそれまでの年間所得350万円以上から300万円以上に拡大しました。督促状を6万6270人に送り、納付しない1万4344人の銀行口座などの財産を差押えたとしています。

年齢階級別納付率（現年度分）



36協定 「時間外労働」と「休日労働」の違いは？

質問 時間外労働の管理について調べていたところ、36協定届の時間外労働の延長時間に、休日労働の時間は含まないという記述を目にしました。意味がよくわからないので、教えてください。

36協定届の時間外労働の「延長することができる時間」は、法定労働時間である1日8時間、週40時間を超えて延長することができる時間のことをいいます。

36協定により延長できる時間外労働の時間については、1ヵ月については45時間、1年については360時間と、限度時間が定められています。この限度時間の範囲内で、原則として36協定を締結することになります。つまり、36協定で締結した延長時間におさまるよう従業員の時間外労働の管理をしなければならないこととなります。

◆ 36協定の休日とは法定休日のこと

ところで、休日労働とは、一般に、会社が定める休日に労働することをいいますが、休日労働には、法定休日の労働と法定休日以外の休日（所定休日）の労働があります。

法定休日とは、週1回（変形休日制の場合は4週4日）のことで、法定休日以外の休日が所定休日となります。

一方、36協定届の休日労働は、法定休日の労働のことをいいます。つまり、法定休日に労働させた場合には、36協定届の「休日労働」となり、ご質問にあるように36協定届の時間外労働の延長時間の対象とはならないということになります。

そして、所定休日の労働については、前述のように法定休日の労働ではないため、36協定届の休日労働には該当せず、所定休日に労働をし、週の労働時間が40時間を超える

場合、この時間については時間外労働となります。

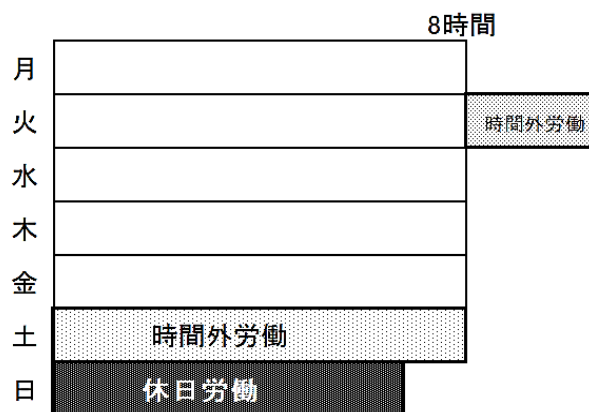
したがって、この所定休日の労働時間については、36協定届の時間外労働の延長時間の対象となるため、所定休日に労働した時間を含めて、時間外労働の延長時間を超えないよう管理していくことが必要となります。

<実務の視点>

1日の所定労働時間を8時間と定め、土曜日を所定休日、日曜日を法定休日としている場合、月曜日から金曜日までの8時間を超える部分と、土曜日の労働時間が時間外労働となります。そして、日曜日の労働時間が休日労働となります。

また、限度時間を超えて時間外労働を行う場合、特別条項付きの労使協定を締結することが必要です。

36協定の時間外労働・休日労働



●働き方改革法が成立

6月29日、政府が今国会の最重要課題としてきた働き方改革関連法が参議院本会議で成立した。時間外労働の罰則付き上限規制、同一労働同一賃金、高度プロフェッショナル制度の導入を柱にし、労働基準法や労働契約法など計8本の法律を一括で改正する。(6月29日)

●東京都の受動喫煙防止条例が成立

東京都の受動喫煙防止条例が27日、成立した。現在国会で審議中の健康増進法の改正案よりも規制の対象が広く、店の規模にかかわらず従業員を雇っている飲食店は原則屋内禁煙(喫煙専用室で喫煙可)となり、罰則も適用される。条例は段階的に施行し、2020年4月に全面施行となる。(6月28日)

●最低賃金3%引上げに向け議論開始

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年度の最低賃金の引上げに向けた議論を始めた。現在の最低賃金(全国加重平均)は時給848円で、政府は3年連続で年3%(全国平均25~26円)の引上げを目指すとしている。7月下旬に引上げ額の目安が決定する。(6月27日)

●働き方は人並みで十分 61.6%

日本生産性本部は6月21日、2018年度新入社員「働くことの意識」調査結果を発表した。「人並み以上に働きたいか」尋ねたところ、「人並みで十分」が61.6%(前年度比4ポイント増)で過去最高を更新、一方「人並み以上に働きたい」は31.3%(同3.6%ポイント減)。(6月22日)

●外国人技能実習生受入れ法令違反過去最多

厚生労働省は6月20日、外国人技能実習生の受入れ企業の事業場での労働法令違反について、2017年に4,226カ所で見つかったと発表した。前年より5.5%増え、4年連続で過去最多を更新した。内訳では、労使協定を超える残業など「労働時間」に関する違反が1,566カ

所で最多、「安全基準」違反が1,176カ所と続いた。(6月21日)

●介護離職後の再就職、3割どまり

総務省は19日、家族の介護を理由に退職した人のうち、再就職できた人は3割にとどまるとする調査結果を公表した。また再就職した人の半数は、正規職から非正規職に転じていた。同省は厚生労働省に、就業支援策を改善するよう勧告した。(6月20日)

●不当に短い工期禁止 建設業の長時間労働

国土交通省は6月18日、建設業の働き方改革に向けた対策をまとめた。建設工事での長時間労働を是正するため、不当に短い工期設定を禁止するほか、社会保険に未加入の建設会社に対し建設業の許可を行わない仕組みを創設。勤務環境の改善を促し、担い手の確保にもつなげる。(6月19日)

●18歳成人 改正民法が成立

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が国会で成立した。関連する22本の法律も「20歳未満」「未成年者」の要件を改める。施行は2022年4月1日。結婚できる年齢は女性を18歳に引き上げ、男性は18歳のまま。飲酒・喫煙や公営ギャンブルができる年齢は20歳のままとなった。(6月14日)

●3月の東日本エリアの平均時給は1,067円

求人情報誌「アイデム」は6月12日、「2018年3月パート・アルバイトの募集時平均時給」結果を発表した。東日本エリアの平均時給は1,067円、西日本エリアは1,003円、関東4都県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)の平均時給は、いずれも1,000円を超えている。

